

# FIT クーポンデジタル化及び保守業務 仕様書

## 1 委託業務名

FIT クーポンデジタル化及び保守業務

## 2 目的

高松空港からのバス直行便を利用した訪日外国人を対象としたFIT クーポン（バス・フェリー・公園の無料利用券）の配布・利用・精算が可能なデジタルプラットフォームを構築すること。

## 3 委託期間について

契約締結時から令和8年3月31日（火）まで

### （1）プラットフォームの構築期間等

令和8年2月18日（水）までにシステムを構築するものとし、運用テストを行うこと。

令和8年2月25日（水）までに、公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）の検査に合格すること。

なお、受託者は、契約締結後速やかに、業務の作業工程、内容及び責任者等を記載した業務実施計画書を提出し、協会の承認を受けるものとする。また、業務の責任者については、十分な知識及び経験を有する者を選任すること。

### （2）サービスの提供及び保守期間

検査合格後、協会と調整を行いながら、令和8年3月31日（火）までFIT クーポンを利用可能とする環境を提供し、サービス提供に必要な保守を行う。なお、サービスの提供は、令和8年3月2日（月）からを予定している。

## 4 委託業務の内容

### （1）プラットフォームの構築

FIT クーポンをスマートフォンで利用できるシステム及びサービスを提供すること。制作に当たっては、下記①～⑨の機能を付与すること。

#### ① 多言語（簡体字・繁体字・韓国語）対応

チケット利用者対象者である台湾、韓国、中国の方が、円滑にサービスを利用することができるように、簡体字・繁体字・韓国語に対応すること。また、チケットの利用をバス、フェリー、栗林公園スタッフ（以下「受入事業者」という。）が確認出来るように、利用確認画面については、日本語で表示を行うこと。

#### ② アンケート回答者に3種類8事業者分のチケットを無料で付与

FIT クーポンを入手するためには、必ずアンケートの回答が必須とし、アンケート回答者に限り、協会が指定する付与ルールに則った形で3種類8事業者分のチケットの付与を行い、利用することができるシステムとすること。チケットの種類、事業者、付与ルールについて以下の表の通り。なお、アンケートの内容、項目数、回答形式等は、協会が指定するものとする。

また、協会がアンケートの回答結果を随時確認出来るものとする。

#### チケットの種類、事業者、付与ルール

| 種類       | 事業者      | ルール                                                    |
|----------|----------|--------------------------------------------------------|
| バスチケット   | ことでんバス   | 1回のチケット付与で2回を上限として利用可能。バスチケット内であれば、異なる事業者を利用することも可能。   |
|          | 琴空バス     |                                                        |
|          | 琴参バス     |                                                        |
|          | 西讃観光     |                                                        |
| フェリーチケット | 小豆島フェリー  | 1回のチケット付与で2回を上限として利用可能。フェリーチケット内であれば、異なる事業者を利用することも可能。 |
|          | 国際両備フェリー |                                                        |
|          | ジャンボフェリー |                                                        |
| 栗林公園チケット | 香川県      | 1回のチケット付与で1回利用可能                                       |

#### ③ チケットの再付与

アンケートは2週間経過すると再度回答可能となり、アンケートの回答者には、チケットを再付与できるシステムとすること。

#### ④ 子供対応

子供がいる場合は、アンケートにて人数を入力させ、その枚数分のチケットを併せてアンケート回答者に付与すること。

#### ⑤ チケット利用

チケットの利用は NFC 及び QR を併用し、利用時には音を出すこと（マナーモード及びサイレントモード時を含む）。また、チケットの利用に必要な NFC タグや QR コードを、受入事業者が希望する形（ネックストラップ付プレート、自立型プレート等）にて提供すること。公募時点では 100 程度の NFC タグまたは QR コードが必要と見込んでいる。

#### ⑥ 利用キャンセル機能

現場の特定プレート及び QR コードにアクセスすることで、チケット利用者の利用をキャンセルできること。

#### ⑦ 利用状況の把握

ダッシュボードにて各事業者が利用枚数をすぐに確認できること。なお、ダッシュボードに表示する利用枚数は、ダッシュボードを開いている当日分とすること。また、利用枚数は、任意の期間を指定し、表示及び出力が可能とし、国別での利用実績が分かるようにすること。

#### ⑧ アカウントごとの権限管理機能

協会は、全ての受入事業者の利用実績等を確認することができ、受入事業者は、自社の利用実績のみ確認可能とする権限管理機能を付与すること。

#### ⑨ 国別の発券チケット設定機能

国ごとに発券するチケットの種類を制御することができるようにすること。

例：台湾はバスチケットのみ配付。韓国及び中国は、3種類のチケットを配付。

⑩ その他、本事業の趣旨に合致する便利機能

①～⑨のほか、協会や受入事業者にとってメリットのある機能を協会へ提案の上、組み込むこと。

## (2) システムの運用・保守

納品後、システムの運用を行うこと。また、システム障害等が発生した際の修正を行うこと。

## 5 制作物に関する権利の帰属

(1) 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) システムのプログラム及びドメインの所有権は受託者に留保されるものとする。(但し、協会は、本契約の目的の範囲内で、自由に著作物を使用することができるものとする。) その他の権利については、当協会に帰属する。

(3) 上記5 (1)、(2)の規定は、第三者に再委託した場合においても適用する。また、契約の履行について、業務の全部又は一部(主たる部分に限る。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要とする事項を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、上記(2)の協会の使用において支障が生じないよう一切の責任を負うこと。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

## 6 成果品

### (1) 納入期限

令和8年2月25日(水)

### (2) 納入内容

本業務の成果物について、下表に示すとおり納入すること。

①設計書(基本設計書及び詳細設計書)一式

②ワイヤーフレーム

③ソースコード・コンテンツ一式

④サーバの環境説明書 一式

⑤操作マニュアル

・受入事業者用マニュアル

・管理者用操作マニュアル

⑥要件定義に関する議事録

・協会に記載内容の齟齬がないか確認を行うこと。

⑦チケット利用サービスに必要な設置物一式

⑧その他本業務で生じた資料のうち協会が指示する資料一式

留意事項は以下のとおりとする。

- ・納入物は、日本語で作成すること。
- ・電子媒体での納入が必要なものについては、電子データ（Microsoft Word, Excel, PowerPoint のいずれかで読み込み及び加工が可能な原本と、Adobe Reader で読み込みが可能な PDF の 2 形式のファイル）を協会の指定する方法で納入すること。
- ・成果物のうち開発方法等により納入が困難なものがある場合は、協会と協議の上、受託者等に権利があるものを含め、開示可能な成果物を納入すること。

### （３）納入場所

公益社団法人香川県観光協会

（香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号香川県交流推進部空港振興課内）

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度協会と受託者が別途協議の上決定するものとする。